

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和6年8月21日(2024.8.21)

【国際公開番号】WO2023/105889

【出願番号】特願2023-566100(P2023-566100)

【国際特許分類】

D 0 1 F 8 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)

A 4 1 G 3 / 0 0 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

D 0 1 F 8 / 1 4 C

A 4 1 G 3 / 0 0 A

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年3月25日(2024.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2種類以上の異なる芯鞘比を有する芯鞘複合繊維を含む人工毛髪用繊維束において、各々の芯鞘複合繊維は、芯部及び鞘部を含み、芯鞘比は、芯部と鞘部の面積比で表されており、

各々の芯鞘複合繊維において、芯部は、ポリエステル系樹脂を含むポリエステル系樹脂組成物で構成され、鞘部は、ポリアミド系樹脂を含むポリアミド系樹脂組成物で構成されており、

前記人工毛髪用繊維束を構成する芯鞘複合繊維の繊維断面面積に対する芯部断面面積の比の標準偏差が0.15以上である人工毛髪用繊維束。

30

【請求項2】

前記各々の芯鞘複合繊維は、芯鞘比が面積比で芯部：鞘部が3：7～8：2の範囲である、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項3】

前記人工毛髪用繊維束の全重量に対して、同じ芯鞘比を有する芯鞘複合繊維の含有量は5重量%以上90重量%以下である、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項4】

前記各々の芯鞘複合繊維は、扁平形の断面形状を有する、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項5】

前記各々の芯鞘複合繊維において、芯部は、扁平形の断面形状を有する、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

40

【請求項6】

前記ポリエステル系樹脂は、ポリアルキレンテレフタレート及びポリアルキレンテレフタレートを主体とした共重合ポリエステルからなる群から選ばれる1種以上のポリエステル系樹脂を含む、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項7】

前記ポリアミド系樹脂は、ナイロン6及びナイロン66からなる群から選ばれる少なくとも1種を主体とするポリアミド系樹脂を含む、請求項1に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項8】

50

前記各々の芯鞘複合繊維は、芯部の中心位置が繊維の中心位置と一致する同心構造の繊維断面を有する、請求項 1 に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項 9】

前記各々の芯鞘複合繊維は、単繊維繊維度が 10 d t e x 以上 150 d t e x 以下である、請求項 1 に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項 10】

人工毛髪用繊維束の総繊維度は、30000 d t e x 以上 400000 d t e x 以下である、請求項 1 に記載の人工毛髪用繊維束。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の人工毛髪用繊維束を含む、頭飾製品。

10

【請求項 12】

前記頭飾製品が、ヘアーウィッグ、かつら、ウィーピング、ヘアーエクステンション、ブレードヘアー、ヘアーアクセサリ及びドールヘアーからなる群から選ばれる一種である、請求項 11 に記載の頭飾製品。

20

30

40

50